

令和4年12月9日

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部契約課長 土 門 勝 哉

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
ドライクリーニング溶剤	2種ほか43件	別紙第1内訳書のとおり	

(2) 納 期 別紙第1内訳書のとおり

(3) 納 地 別紙第2納地別内訳書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有するものであること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第3「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年12月19日（月）10時00分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 品目別総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 その他

(1) 入札書は指定した書式を使用する。

(2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和4年12月16日（金）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「ドライクリーニング溶剤 2種ほか43件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和4年12月22日（木）13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和4年12月21日（水）17時00分（必着）
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (5) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）
- (6) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - 〒061-1393 恵庭市西島松308
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：大宮）
 - 電話 0123-36-8611（内線5257）
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和4年12月9日～令和4年12月19日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量	納期
1	ドライクリーニングソルベント 2種	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	3,000	5.2.28
2	測深剤, 油底水用	仕様書及び調達要領指定書のとおり	GM	140	5.2.28
3	メチルエチルケトン	仕様書及び調達要領指定書のとおり	EA	129	5.2.28
4	工業用アルコール	仕様書及び調達要領指定書のとおり	BT	118	5.2.28
5	STPオイルトリートメント	仕様書及び調達要領指定書のとおり	CN	79	5.2.28
6	パーマオイル, カートリッジ式, 自動洗濯機 2号 (WE II-300)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	EA	3	5.2.28
7	オートグリス, 自動洗濯機2号 (MOX-3 0C)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	EA	3	5.2.28
8	マシン油, VG46	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	20	5.2.28
9	ギヤー油, 90番	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	380	5.2.28
10	タービン油	仕様書のとおり	LI	80	5.2.28
11	マシン油, VG68	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	20	5.2.28
12	工業用ギヤー油2種, ISO-VG150	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	100	5.2.28
13	ジャッキオイル, パネル橋MGB用	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	40	5.2.28
14	航空用グリース, G354	仕様書及び調達要領指定書のとおり	EA	38	5.2.28
15	スプレー式潤滑油 320ml	仕様書及び調達要領指定書のとおり	PC	2,049	5.2.28
16	耐熱グリース パイロロックグリース2号 (ポリウレア系)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	EA	18	5.2.28
17	信越シリコングリース G30-100	仕様書及び調達要領指定書のとおり	CT	15	5.2.28
18	コンプレッサオイル ISO-VG-32	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	41	5.2.28
19	マシン油 プーリーSFオイル	仕様書及び調達要領指定書のとおり	CN	10	5.2.28
20	コンプレッサオイル (レシプロタイプ) IS O-VG-68	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	16	5.2.28
21	エアコンプレッサオイル (往復式) ISO- VG-100	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	60	5.2.28
22	一般油圧作動油 (高粘度指数、低流動点) I SO-VG-15	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	160	5.2.28
23	一般油圧作動油 ISO-VG-10	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	40	5.2.28
24	一般油圧作動油 ISO-VG-32	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	60	5.2.28
25	油圧作動油 (耐磨耗性) ISO-VG-46	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	280	5.2.28

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量	納期
26	油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-100	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	20	5.2.28
27	エポキシ樹脂塗料 白	仕様書及び調達要領指定書のとおり	CN	12	5.2.28
28	エポキシ樹脂塗料用硬化剤	仕様書及び調達要領指定書のとおり	CN	13	5.2.28
29	エポキシ樹脂塗料用シンナー	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	192	5.2.28
30	ラッカーエナメル 赤	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	640	5.2.28
31	アクリルラッカー（半つや）OD色	仕様書及び調達要領指定書のとおり	KG	52	5.2.28
32	ラッカーエナメル（つや無）3304 黄色（4L入）	仕様書のとおり	LI	28	5.2.28
33	ラッカーエナメル（つや無）3104 赤色	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	48	5.2.28
34	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）青S45-807	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	132	5.2.28
35	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや無）3411 緑色	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	192	5.2.28
36	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）2802 白色（2）（N9）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	KG	28	5.2.28
37	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1304 黄（7.5Y8.5/13）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	292	5.2.28
38	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1401 ごくうすい緑（5GY9/1）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	24	5.2.28
39	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1307 山吹色（2）（2.5Y8/12）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	48	5.2.28
40	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1104 赤（1）（5R4/13）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	140	5.2.28
41	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1801 白（1）（N9.5）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	148	5.2.28
42	凍結防止液	仕様書及び調達要領指定書のとおり	LI	18	5.2.28
43	油吸着フェンス	仕様書のとおり	PC	54	5.2.28
44	油吸着マット、整備業務用	仕様書及び調達要領指定書のとおり	CT	664	5.3.31

納 地 別 内 記 書
(要 求 毎)

調達要求番号 : 2MCQ1AQ0024

項目	品 名	契約番号	納 地	数 量	引 渡 場 所	搬 入 場 所	価 納
0001	航空用グリース, G354		北処	12.00		総務部管理課	S2
0001	航空用グリース, G354		東千歳駐業	3.00			S2
0001	航空用グリース, G354		北千歳駐業	11.00			S2
0001	航空用グリース, G354		北富良野駐業	6.00			S2
0001	航空用グリース, G354		南恵庭駐業	2.00			S2
0001	航空用グリース, G354		真駒内駐業	4.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		白老領業支処	5.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		旭川駐業	197.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		名寄駐業	80.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		上富良野駐業	40.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		帯広駐業	58.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		美幌駐業	64.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		鹿追駐業	20.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		東千歳駐業	185.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		北千歳駐業	395.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		幌別駐業	219.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		北恵庭駐業	54.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		南恵庭駐業	164.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		静内駐業	67.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		真駒内駐業	106.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		滝川駐業	16.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		岩見沢駐業	58.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		倶知安駐業	75.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		函館駐業	76.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		遠軽駐業	30.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		釧路駐業	10.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		丘珠駐業	40.00			S2
0002	スプレー式潤滑油 320ml		美瑛駐業	90.00			S2
0003	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ボリウレア系)		北処	1.00		総務部管理課	S2
0003	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ボリウレア系)		旭川駐業	3.00			S2
0003	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ボリウレア系)		名寄駐業	6.00			S2
0003	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ボリウレア系)		鹿追駐業	1.00			S2
0003	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ボリウレア系)		東千歳駐業	1.00			S2
0003	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ボリウレア系)		真駒内駐業	6.00			S2
0004	信越シリコングリース G30-100		北処	1.00		総務部管理課	S2
0004	信越シリコングリース G30-100		東千歳駐業	3.00			S2
0004	信越シリコングリース G30-100		幌別駐業	2.00			S2
0004	信越シリコングリース G30-100		真駒内駐業	3.00			S2
0004	信越シリコングリース G30-100		岩見沢駐業	2.00			S2
0004	信越シリコングリース G30-100		倶知安駐業	1.00			S2
0004	信越シリコングリース G30-100		遠軽駐業	2.00			S2

納地別内訳書
(要求毎)

調達要求番号 : 2MCQ1AQ0028

項目	品名	契約番号	納地	数量	引渡場所	搬入場所	直納
0001	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 青S45-807		上富良野駐業	4.00			S2
0001	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 青S45-807		東千歳駐業	128.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		北処	8.00		総務部管理課	S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		帯広駐業	4.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		東千歳駐業	156.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		北千歳駐業	4.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		南恵庭駐業	4.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		真駒内駐業	8.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		岩見沢駐業	4.00			S2
0002	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色		美唄駐業	4.00			S2
0003	外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2802 白色 (2) (N9)		帯広駐業	12.00			S2
0003	外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2802 白色 (2) (N9)		真知安駐業	8.00			S2
0003	外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2802 白色 (2) (N9)		遠軽駐業	8.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		北処	32.00		総務部管理課	S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		旭川駐業	12.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		留萌駐業	8.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		東千歳駐業	156.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		幌別駐業	56.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		静内駐業	16.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		札幌駐業	4.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		滝野駐業	4.00			S2
0004	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y8.5)		美唄駐業	4.00			S2
0005	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401 ごくうすい緑 (5GY)		北処	4.00		総務部管理課	S2
0005	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401 ごくうすい緑 (5GY)		旭川駐業	12.00			S2
0005	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401 ごくうすい緑 (5GY)		滝川駐業	4.00			S2
0005	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401 ごくうすい緑 (5GY)		遠軽駐業	4.00			S2
0006	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5)		名寄駐業	16.00			S2
0006	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5)		東千歳駐業	8.00			S2
0006	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5)		幌別駐業	8.00			S2
0006	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5)		岩見沢駐業	12.00			S2
0006	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5)		美唄駐業	4.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		北処	4.00		総務部管理課	S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		安平弾薬支処	8.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		旭川駐業	4.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		帯広駐業	8.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		東千歳駐業	68.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		幌別駐業	24.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		真駒内駐業	12.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		遠軽駐業	4.00			S2
0007	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4)		美唄駐業	8.00			S2
0008	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1801 白 (1) (N9)		安平弾薬支処	12.00			S2

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上滅殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 池 崎 学 殿

住所

氏名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

下記の金額をもって「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

No.	品名	単位	数量	単価	金額
1	ドライクリーニング溶剤 2種	LI	3,000		
2	測深剤、油底水用	GM	140		
3	メチルエチルケトン	EA	129		
4	工業用アルコール	BT	118		
5	STPオイルトリートメント	CN	79		
6	パーマオイル、カートリッジ 式、自動洗濯機2号 (WE II- 300)	EA	3		
7	オートグリス、自動洗濯機2号 (MOX-30C)	EA	3		
8	マシン油、VG46	LI	20		
9	ギヤ油、90番	LI	380		
10	タービン油	LI	80		
11	マシン油、VG68	LI	20		
12	工業用ギヤ油2種、ISO- VG150	LI	100		
13	ジャッキオイル、パネル橋MG B用	LI	40		
14	航空用グリス、G354	EA	38		
15	スプレー式潤滑油 320ml	PC	2,049		
16	耐熱グリス バイロロックグ リス2号 (ポリウレア系)	EA	18		
17	信越シリコングリス G30- 100	CT	15		
18	コンプレッサオイル ISO -VG-32	LI	41		
19	マシン油 プーリーSFオイル	CN	10		
20	コンプレッサオイル (レシプロ タイプ) ISO-VG-68	LI	16		

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 池 崎 学 殿

住所

氏名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

下記の金額をもって「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

No.	品名	単位	数量	単価	金額
21	エアコンプレッサオイル (往復 式) ISO-VG-100	LI	60		21
22	一般油圧作動油 (高粘度指数、 低流動点) ISO-VG-15	LI	160		22
23	一般油圧作動油 ISO-VG- 10	LI	40		23
24	一般油圧作動油 ISO-VG- 32	LI	60		24
25	油圧作動油 (耐磨耗性) ISO- VG-46	LI	280		25
26	油圧作動油 (耐磨耗性) ISO- VG-100	LI	20		26
27	エポキシ樹脂塗料 白	CN	12		27
28	エポキシ樹脂塗料用硬化剤	CN	13		28
29	エポキシ樹脂塗料用シンナー	LI	192		29
30	ラッカーエナメル 赤	LI	640		30
31	アクリルラッカー (半つや) O D色	KG	52		31
32	ラッカーエナメル (つや無) 3 304 黄色 (4L入)	LI	28		32
33	ラッカーエナメル (つや無) 3 104 赤色	LI	48		33
34	外用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 青S45-807	LI	132		34
35	外用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色	LI	192		35
36	外用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2802白色 (2) (N9)	KG	28		36
37	外用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304黄 (7.5 Y8.5/13)	LI	292		37
38	外用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401ごくうすい 緑 (5GY9/1)	LI	24		38
39	外用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307山吹色 (2) (2.5Y8/12)	LI	48		39
40	外用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4/13)	LI	140		40

2MCO(AQ)0021

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5403D(3)

ドライクリーニング ソルベント

制定 昭和47年 4月13日

改正 令和 2年 3月18日

(DRY CLEANING SOLVENT)

この改正票は、DSP K 5403D(ドライクリーニング ソルベント)についての
ものであり、DSP K 5403D(2)を含め累積記載されている。この改正票は
DSP K 5403Dと併用される。

1.2表1 中 注記2を次のように改める。

注記2 2種は、MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに規定するTYPE IIに準拠したものである。

1.4 a) 1) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に、

“JIS K 2254 石油製品—蒸留試験方法”を

“JIS K 2254 石油製品—蒸留性状の求め方”に、

改める。

1.4 a) 2) 仕様書 に次を追記する。

“MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENT”

1.4 a) 3) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

1.4 b) を削除する。

付表1を次のように改める。

付表1—品質

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないものとする。		a)

2.

5403D(3)

付表1-品質(続き)

項目		規定		試験方法	
		1種	2種		
蒸留性 状	初留点	℃	150以上	177以上	J I S K 2 2 5 4による。
	50 %留出温度	℃	180以下	——	
	終点	℃	210以下	212以下	
	残油量	%	——	1以下	
色			——	25以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色試験方法による。
臭気		正常であるものとする。			ⓑ
引火点		℃	38以上	61~92	J I S K 2 2 6 5-1による。
銅板腐食 [Ⓒ]			1以下		J I S K 2 5 1 3による。
反応			中性		J I S K 2 2 5 2による。
ドクター試験			——	陰性	J I S K 2 2 7 6による。
密度(15℃)		g/cm ³	報告	0.754~0.820	J I S K 2 2 4 9-1, J I S K 2 2 4 9-2, J I S K 2 2 4 9-3又は J I S K 2 2 4 9-4による。
注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか並びに不溶解の水、沈殿物及び浮遊物の有無を調べる。 b) J I S P 3 8 0 1に規定する1種~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異常がない場合、“正常である。”とする。 c) 試験温度は、1種50℃、2種100℃とし、試験時間はいずれも3時間とする。					

附属書Aを削除する。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

防衛省仕様書

D S P

K 5403D

制定 昭和47. 4. 13

改正 平成19. 12. 21

ドライクリーニング ソルベント

(DRY CLEANING SOLVENT)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用に用いるドライクリーニングソルベントについて規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	用途
1種	6850-009-6204-5	ドライクリーニング用
2種	6850-403-1955-5	航空機部品等の洗浄用

注記1 1種は、JIS K 2201に規定する工業ガソリン5号(クリーニングソルベント)である。
注記2 2種は、米軍仕様書 MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに準拠したものである。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 ドライクリーニングソルベント 1種

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 引用文書

1) 規格

- JIS K 2201 工業ガソリン
JIS K 2249 原油及び石油製品-密度試験方法及び密度・質量・容量換算表
JIS K 2251 原油及び石油製品-試料採取方法
JIS K 2252 石油製品-反応試験方法
JIS K 2254 石油製品-蒸留試験方法
JIS K 2265-1 引火点の求め方-第1部:タグ密閉法
JIS K 2276 石油製品-航空燃料油試験方法
JIS K 2513 石油製品-銅板腐食試験方法
JIS K 2580 石油製品-色試験方法
JIS P 3801 ろ紙(化学分析用)
NDS Z 0001 包装の総則

2) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

3) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2

K 5403D

b) 関連文書

MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENT

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品のうち、1種については、工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものでなければならない。

注¹⁾ JIS K 2201の5号に該当するものであることの表示

2.2 品質

品質は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用として適当な精製鉱油であって、透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まず、付表1による試験方法で試験したとき、付表1の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表1によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

3.2 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、JIS K 2251による。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定するドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。

付表1-品質

項 目	規 定		試 験 方 法	
	1 種	2 種		
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないこと。		a)	
蒸留性状	初留点 °C	150 以上		J I S K 2 2 5 4による。
	50%留出温度 °C	180 以下	177 以下	
	終点 °C	210 以下		
	残油量 %	—	1.5 以下	
色	—	21 以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色試験方法による。	
臭気	正常であること。		b)	
引火点 °C	38 以上		J I S K 2 2 6 5-1による。	
銅板腐食 ^{o)}	1以下		J I S K 2 5 1 3による。	
反応	中性		J I S K 2 2 5 2による。	
ドクター試験	—	陰性	J I S K 2 2 7 6による。	
硫酸吸収量 %	—	5 以下	附属書Aによる。	
密度 (15°C) g/cm ³	報告		J I S K 2 2 4 9による。	
注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか及び不溶解の水、沈殿物、浮遊物の有無を調べる。 b) J I S P 3 8 0 1に規定する1~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異状がないとき、“正常である。”とする。 o) 試験温度は、1種50°C、2種100°Cとし、試験時間はいずれも3時間とする。				

附属書 A (規定) 硫酸吸収量試験方法

A.1 装置

a) 改良形バブコックびん

付図 A. 1 に示すとおりの形状で、ガラス玉形の栓が付いたものとする。目盛は0から100までで最小目盛は2とし、10ごとに長い線で区切りをつける。目盛部分のしめる容積は 10 ± 0.1 mLとする。

b) 50 mLメスシリンダ

c) 10 mLピペット

A.2 試薬

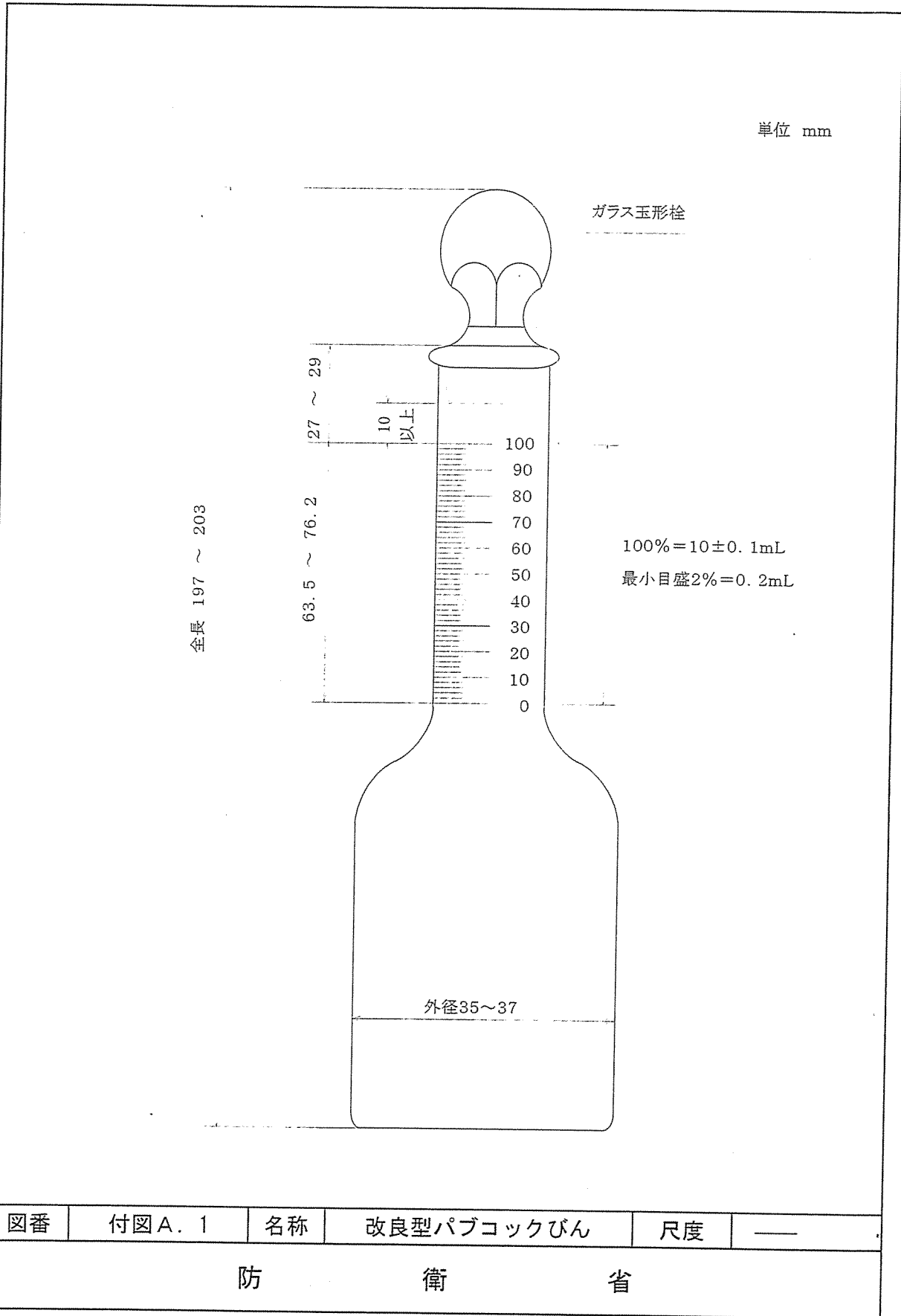
試薬として用いる硫酸は、試薬級濃硫酸(比重1.84)をうすめ、滴定によって測定したとき、 $(93 \pm 0.3)\%$ (質量)の濃度になるよう調整する。

A.3 操作

20 \pm 1 $^{\circ}$ Cに保った試料10mLをピペットで取り、清浄なバブコックびんに移して5分間氷水浴中で冷却する。あらかじめ氷水浴中で冷却した硫酸20mLを、飛散しないようガラス棒を用いて、びんの内壁につたわせ注ぎ入れる。びんはひきつづき10分間氷水浴中に浸して冷却する。この間、びん中の試料表面は水面より低く保つ。10分後、びんを氷水中から取り出し、あらかじめ硫酸でしめらせたガラス栓をはめて、60 \pm 5秒間はげしく振った後、硫酸を静かに追加して試料表面が目盛の上端近くまで来るようにする。それを遠心分離器にかけるか、又は12時間以上静置して液相を分離した後、20 \pm 1 $^{\circ}$ Cに保った水浴中に浸し、20 $^{\circ}$ Cにした硫酸を追加して、液上面を目盛の最上端に合わせる。2相の境界面の目盛を読み、硫酸吸収量%とする。

6.

K 5403D



調達要領指定書	発 簡 番 号	0092
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0021
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	ドライクリーニング溶剤 2種	
仕 様 書 番 号	DSP K 5403D (3)	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

4.1 容器

容器（鋼製ドラム，200 L）は官給するものとする。ただし、所要の修理及び洗浄並びに塗装は契約業者が行うものとする。また、容器の輸送は契約業者の負担とする。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：ZMCO(AQ)0022

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作成	平成18年	5月 9日
	変更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”、“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0093
	調達要求番号	2MCQ1AQ0022
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	測深剤, 油底水用	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
測深剤, 油底水用	堀江商会 ウォーターレベル 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

70 g チューブ入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0094
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0022
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	メチルエチルケトン	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
メチルエチルケトン	東京化学工業(株) 2-ブタノン 純正化学工業(株) 2-ブタノン 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

500 mL入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0095
	調達要求番号	2MCQ1AQ0022
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日

品名	工業用アルコール
----	----------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
工業用アルコール	ヤクハン製薬(株) 工業用アルコール 健栄製薬(株) 工業用アルコール 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

500 mL入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名(発注書による。)
- b) 物品番号(発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月(西暦年月)
- e) 納入年月(西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0096
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0022
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	STPオイルトリートメント	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
STPオイルトリートメント	STPオイルトリートメント

4.1 包装

300 mL入りとするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0097
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0022
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	パーマオイル, カートリッジ式, 自動洗濯機2号 (WEII-300)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
パーマオイル, カートリッジ式, 自動洗濯機2号 (WEII-300)	日本アサヒ機工純正 パーマオイル カートリッジ式 SO32

4.1 包装

120 cc入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0098
	調達要求番号	2MCQ1AQ0022
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	オートグリス, 自動洗濯機2号 (MOX-30C)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
オートグリス, 自動洗濯機2号 (MOX-30C)	東京洗染純正オートグリス 品番 E295230

4.1 包装

125cc入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：2MCQ1A&0023

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号	仕 様 書 番 号			
マシン油	NQ-K100024L			
	防衛大臣承認	平成	年	月 日
	作 成	平成13年	7月	25日
	変 更	令和元年	6月	3日
作成部隊等名	北 海 道 補 給 処			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達するマシン油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.2

SDS

“労働安全衛生法”、“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.3

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1—種類

種類	物品番号	規格	用途	備考
マ シ ン 油	VG 10	9150-010-6302-5	主として小型電機 など高速低荷重用 の小型機械用	旧スピンドル, 1号
	VG 22	9150-003-8256-5		旧スピンドル, 2号

表 1-種類 (続き)

種類	物品番号	規格	用途	備考	
マ シ ン 油	VG 32	9150-003-8252-5	J I S K 2 2 3 8	主として大型電動機, 発電機, 送風機など高速回転電気機械用	旧ダイナモ
	VG 46	9150-003-8253-5		主として石油発動機, 小型焼玉機関, 空気圧縮機蒸気機関, 真空ポンプなどの外部潤滑, 各種工作機械プレスなど一般機械及び車軸	旧マシン油, 1号
	VG 68	9150-021-4043-5			旧マシン油, 1号

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は, 仕様書の名称及び種類による。

例 マシン油, VG 10

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は, この仕様書に規定する範囲内において, この仕様書の一部を成すものであり, 入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2 2 3 8

マシン油

J I S Z 7 2 5 3

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号)

危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号)

2 製品に関する要求

製品は, J I S K 2 2 3 8に適合し, 水, 沈殿物, 浮遊物などの混入が認められないものとする。

3 品質保証

監督及び検査は, 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜な方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量（L）とし、内容量については、調達要領指定書によって指定する。

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出するものとする。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略することができる。）
- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0099
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0023
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	マシン油, VG46	
仕 様 書 番 号	NQ-K100024L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、マシン油, VG46とする。

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0101
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0023
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	マシン油, VG68	
仕 様 書 番 号	NQ-K100024L	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、マシン油, VG68とする。

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：2MCQ(AQ002)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	9150-003-9284-5	仕 様 書 番 号
タービン油	NQ-K100023L	
	作 成	平成13年 7月25日
	変 更	令和 2年 6月 1日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する空気圧縮機、一般機械装置などに使用する市販品のタービン油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 種類

種類は、JIS K 2213の2種（添加）ISO VG32とする。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 2213

タービン油

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) **仕様書**

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

2 **一般的事項**

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 **製品に関する要求**

3.1 **品名及びカタログ製品名**

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 **性能等**

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

4 **品質保証**

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 **出荷条件**

5.1 **包装**

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 **容器及び外装の表示**

容器及び外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜な方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（9150-003-9284-5）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

6 **その他の指示**

6.1 **納入書類**

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出するものとする。

- a) 約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略することができる。）
- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要求番号：2MCA(AQ0023)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成18年	5月 9日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0100
	調達要求番号	2MCQ1AQ0023
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	ギヤ油, 90番	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
ギヤ油, 90番	アポロイルギヤHE-90
	コスモギヤGL-4 90 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0102
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0023
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	工業用ギヤー油2種, ISO-VG-150	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
工業用ギヤー油2種, ISO-VG-150	ボンノック AX150
	シェルオマラ S2 G 150 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0103
	調達要求番号	2MCQ1AQ0023
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日

品名	ジャッキオイル, パネル橋MGB用
----	-------------------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
ジャッキオイル, パネル橋MGB用	エーロシェルタービンオイル 3

4.1 包装

20L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：2M08(AQ0024

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成18年	5月 9日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0104
	調達要求番号	EMCQ1AQ0024
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日

品名	航空用グリース, G354
----	---------------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
航空用グリース, G354	エーロシェルグリース 7

4.1 包装

3kg入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0105
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0024
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日

品 名	スプレー式潤滑油 320ml
-----	----------------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
スプレー式潤滑油 320ml	CRC5-56 ダフニスーパークートJP 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

320 mL入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0106
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0024
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	耐熱グリース パイロノックグリース2号 (ポリウレア系)	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
耐熱グリース パイロノック グリース2号 (ポリウレア 系)	パイロノックグリース2号 ダフニーAコンプレックスグリース 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

2.5 kg入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0107
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0024
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	信越シリコングリース G30-100	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
信越シリコングリース G 30-100	信越シリコーンG30M-100 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

100 gチューブ×20本入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：2M7Q(AQ0025)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成18年	5月 9日
	変 更	令和	年 月 日
作成部隊等名	北 海 道 補 給 処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0108
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0025
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	コンプレッサーオイル ISO-VG-32	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
コンプレッサーオイル ISO-VG-32	ダフニースーパースクリュー32 コスモスクリュー32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）

4.1 包装

- 1 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0109
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0025
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	ミシン油 プーリーSFオイル	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
ミシン油 プーリーSFオイル	オザワプーリーSFオイル 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

- 1 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0110
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0025
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	コンプレッサオイル (レシプロタイプ) ISO-VG-68	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
コンプレッサオイル (レシプロタイプ) ISO-VG-68	ダフニスーパース CS 68
	シェルコレナオイル P68
	又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

- 1 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0111
	調達要求番号	2MCQ1AQ0025
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	エアコンプレッサオイル（往復式）ISO-VG-100	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
エアコンプレッサオイル（往復式）ISO-VG-100	シェルコレナオイルP 100
	ダフニスーパースCS 100
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0112
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0026
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	一般油圧作動油（高粘度指数，低流動点）ISO-VG-15	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について，仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
一般油圧作動油（高粘度指数，低流動点）ISO-VG-15	ハイランドワイド15 ダフニースーパーハイドロX15 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか，商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は，”危険物の規制に関する規則”によるほか，適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0113
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0026
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	一般油圧作動油 ISO-VG-10	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
一般油圧作動油 ISO-V G-10	ダフニーメカニックオイル10 コスモNewマイティスーパー10 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0114
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0026
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	一般油圧作動油 ISO-VG-32	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
一般油圧作動油 ISO-V G-32	ダフニーメカニックオイル32 コスモNewマイティスーパー32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0115
	調 達 要 求 番 号	MCQ1AQ0026
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	油圧作動油（耐摩耗性）ISO-VG-46	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
油圧作動油（耐摩耗性）ISO-VG-46	スーパーハイランド46 ダフニースーパーハイドロ46 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0116
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0026
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	油圧作動油（耐摩耗性）ISO-VG-100	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
油圧作動油（耐摩耗性）ISO-VG-100	スーパーハイランド100 ダフニースーパーハイドロ100 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号: 2MCQ(AQ)0026

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0117
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	エポキシ樹脂塗料 白	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
エポキシ樹脂塗料 白	カナエ塗料 エポノックスマリン 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

3.35 Kg入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0118
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	エポキシ樹脂塗料用硬化剤	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
エポキシ樹脂塗料用硬化剤	カナエ塗料 エポノックスマリン（硬化剤） 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

0.65 Kg入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0119
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日

品 名	エポキシ樹脂塗料用シンナー
-----	---------------

仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K
-----------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
エポキシ樹脂塗料用シンナー	KM-20 エポキシシンナー
	ハイポンエポキシシンナー（2液型用） 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

16 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0120
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	ラッカーエナメル 赤	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
ラッカーエナメル 赤	関西ペイント アクリック1000 大信ペイント ラッカーエナメル硝化綿 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

16 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0121
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	アクリルラッカー (半つや) OD色	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
アクリルラッカー (半つや) OD色	日本ペイント (株) ニッペアクリル, 5分艶, OD 関西ペイント (株) アクリック1000, 5分艶, OD 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 kg入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 1 2 2
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	ラッカーエナメル (つや無) 3304 黄色 (4L入)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
ラッカーエナメル (つや無) 3304 黄色 (4L入)	関西ペイント アクリック1000 大信ペイント ラッカーエナメル硝化綿 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 1 2 3
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	ラッカーエナメル (つや無) 3104 赤色	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
ラッカーエナメル (つや無) 3104 赤色	関西ペイント アクリック1000 大信ペイント ラッカーエナメル硝化綿 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：2MCQ(AQ)0027

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成18年	5月 9日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道	補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 1 2 4
	調 達 要 求 番 号	2 M C Q 1 A Q 0 0 2 8
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 青 S 4 5 - 8 0 7	
仕 様 書 番 号	N Q - Z 1 0 0 0 1 9 K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 青 S 4 5 - 8 0 7	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、
適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0125
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0028
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 構造・形状・寸法・質量など

標準色の基準値 (色記号) は、2.5G4.5/5とする。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則” によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0126
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0028
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2802 白 (2) (N9)	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (半つや) 2802 白 (2) (N9)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 KG入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0127
	調達要求番号	2MCQ1AQ0028
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y 8.5/13)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1304 黄 (7.5Y 8.5/13)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0128
	調達要求番号	2MCQ1AQ0028
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401 ごくうすい緑 (5GY9/1)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1401 ごくうすい緑 (5GY9/1)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0129
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0028
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5Y8/12)	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5Y8/12)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、
適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0130
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0028
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4/13)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4/13)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 1 3 1
	調 達 要 求 番 号	2 M C Q 1 A Q 0 0 2 8
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1801 白 (1) (N9.5)	
仕 様 書 番 号	N Q - Z 1 0 0 0 1 9 K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1801 白 (1) (N9.5)	ネオフタリット フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：2MC& (AQ 0028)

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K		
	防衛大臣承認	平成 年 月 日	
	作成	平成18年 5月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	北海道補給処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 **製品に関する要求**

2.1 **一般的要求事項**

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 **調達品目・数量**

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 **構造・形状・寸法・質量など**

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 **外観**

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 **品質保証**

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 **出荷条件**

4.1 **包装**

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 **容器及び外装の表示**

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 **その他の指示**

5.1 **納入書類**

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0132
	調達要求番号	2MCQ1AQ0029
	調達要求年月日	令和4年12月8日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和4年12月2日
品名	凍結防止液	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
凍結防止液	ガレージゼロ イソプロピルアルコール JXTGエネルギー IPA 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

4.1 包装

18 L入とするほか、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号： 2MCQ (AG0009)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成18年 5月 9日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要求番号: 2MCC(AQ0029

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	BQP7000000316	仕様書番号
油吸着フェンス	NQ-K100032D	
	作成	平成25年 2月27日
	変更	令和 元年 6月 3日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油吸着フェンスについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 その他の指示

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処
調達要求年月日		作成年月日	令和 元年 6月 3日
仕様書番号	NQ-K100032D		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	注記
油吸着フェンス	エー・エム・プロダクツ(株) ピグスパゲッティブーム BOM403 カクイ(株) KBFM-6000 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）	-

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

項目	内容
形状	チューブタイプ
吸着量	6 L以上/m
寸法	直径10 cm～20 cm, 長さ5 m～7 m

調達要求番号：2MCQIAQ0030

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
油脂類等市販品調達	NQ-Z100019K		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作成	平成18年	5月 9日
	変更	令和	年 月 日
作成部隊等名	北海道補給処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

1.2.4

品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0133
	調 達 要 求 番 号	2MCQ1AQ0030
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月8日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	油吸着マット，整備業務用	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について，仕様書を補足する。

2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
油吸着マット，整備業務用	三井化学 タフネルオイルプロッター エーエムプロダクツ ピグ油専用エコノ ミーマット 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

2.3 構造・形状・寸法・質量など

シートタイプ100枚入とするほか，シート1枚の油吸着量は800mL以上とする。

4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は，“危険物の規制に関する規則”によるほか，適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号